

# ● 被扶養者にするための『添付書類』一覧表 (ヨコ軸は続柄、タテ軸は同居・収入別に区分。ヨコ・タテに見て該当する書類を添付してください)

		18歳以上の子	配偶者	父母(養父母) 祖父母・曾祖父母	配偶者の父母 配偶者の祖父母・曾祖父母	配偶者の子 内縁の配偶者の子	その他家族 (三親等内の親族)
同居／別居に関わらず	収入の有無、 別居に関わらず	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆被保険者の配偶者が、被扶養者となっていない場合 ⇒配偶者の収入に関する証明書</li> <li>※以下「収入あり／なし」欄と同じ書類</li> </ul> <p>「高校生以下の子」の場合も、この書類の添付が必要です</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆内縁関係の配偶者の場合 ⇒被保険者、内縁の配偶者それぞれの「戸籍抄本」と、「住民票」</li> </ul> <p>「内縁関係ではない配偶者」は、この書類の添付は不要です</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①～③全て</li> <li>①認定対象者と同居している世帯全員の「住民票」 ※3カ月以内に発行されたもの。 全員の続柄が入っているもの</li> <li>※同居であるが、被保険者と認定対象者の住民票が別紙となる場合は、それぞれの世帯のもの</li> <li>②認定対象者の配偶者の「収入に関する証明書」 ※以下「収入あり／なし」欄と同じ書類</li> <li>※配偶者が死亡や離婚等でない場合は、その旨を(2)「認定対象者状況調査書」に記入</li> <li>③認定対象者と同居している方全員の「収入に関する証明書」 ※以下「収入あり／なし」欄と同じ書類</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①～③全て</li> <li>①認定対象者と同居している世帯全員の「住民票」 ※3カ月以内に発行されたもの。 全員の続柄が入っているもの</li> <li>②認定対象者の配偶者の「収入に関する証明書」 ※以下「収入あり／なし」欄と同じ書類</li> <li>※配偶者が死亡や離婚等でない場合は、その旨を(2)「認定対象者状況調査書」に記入</li> <li>③認定対象者と同居している方全員の「収入に関する証明書」 ※以下「収入あり／なし」欄と同じ書類</li> <li>◆内縁関係の配偶者の父母、祖父母、曾祖父母の場合 ⇒①～③に加え、「戸籍謄本」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①～③全て</li> <li>①認定対象者と同居している世帯全員の「住民票」 ※3カ月以内に発行されたもの。 全員の続柄が入っているもの</li> <li>②認定対象者の配偶者の「収入に関する証明書」 ※以下「収入あり／なし」欄と同じ書類</li> <li>※配偶者が死亡や離婚等でない場合は、その旨を(2)「認定対象者状況調査書」に記入</li> <li>③認定対象者と同居している方全員の「収入に関する証明書」 ※以下「収入あり／なし」欄と同じ書類</li> <li>◆内縁関係の配偶者の子の場合 ⇒①～③に加え、「戸籍謄本」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①～③全て</li> <li>①認定対象者と同居している世帯全員の「住民票」 ※3カ月以内に発行されたもの。 全員の続柄が入っているもの</li> <li>②認定対象者の配偶者の「収入に関する証明書」 ※以下「収入あり／なし」欄と同じ書類</li> <li>※配偶者が死亡や離婚等でない場合は、その旨を(2)「認定対象者状況調査書」に記入</li> <li>③認定対象者と同居している方全員の「収入に関する証明書」 ※以下「収入あり／なし」欄と同じ書類</li> <li>◆孫、曾孫、その他状況に応じて ⇒①～③に加え、「戸籍謄本」</li> </ul>
	収入なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆学生(大学生、専門学校生、予備校生など) ⇒「学生証&lt;写し&gt;」、もしくは、「在学証明書」 ※入学期、もしくは、有効日が記載されているもの</li> <li>※「在学証明書」の場合は、3カ月以内に発行のもの</li> <li>※「在学証明書」の(写し)は不可 ⇒ 扶養申請のために提出した書類なので原本。学生証は原本が提出できないので(写し)を提出。</li> </ul> <p>「高校生以下の子」は、添付不要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆前年度は収入有だが、現在は無収入の場合 ⇒「無収入申立書」(ソニー健保の所定用紙)</li> <li>※認定対象者が配偶者の場合は、提出不要(特退の配偶者は必要)</li> <li>※民生委員発行の「無収入証明書」は不可 ⇒ 地方自治体によっては、民生委員制度が廃止されているため</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆失業保険(雇用保険)を受給終了 *失業保険の手続きは、待期間や給付制限を含め、支給が終了するまで扶養認定はできない。ただし、(基本手当日数×365日)&lt;130万円(もしくは180万円)の場合のみ申請できる</li> <li>◇失業保険を受給終了 ⇒ 「雇用保険受給資格者証の両面&lt;写し&gt;」</li> <li>◇失業保険を受給を、途中で終了 ⇒ 「雇用保険受給資格者証の両面&lt;写し&gt;」 ※ハローワークにて「受給取消」等の証明があるもの</li> <li>◇失業保険を受給を延長 ⇒ 「雇用保険受給延長証明書&lt;写し&gt;」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆退職後、ソニー健保以外の任意継続保険に加入し、資格がなくなった場合 ⇒「任意継続資格喪失証明書」 ※ソニー健保の任意継続保険が終了した場合は、「資格喪失証明書」添付は不要</li> <li>◆廃業 ⇒ 「廃業届&lt;写し&gt;」</li> <li>◆自営業の休業 ⇒ 「休業届&lt;写し&gt;」</li> </ul>		
同居	収入あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>*複数の収入がある場合(年金とパート収入など)には、全ての収入に関する証明書類を提出すること</li> <li>◆給与収入(パート、アルバイトも含む) ⇒ 「直近3カ月分の給与明細&lt;写し&gt;」と、「直近に支給された賞与明細1回分&lt;写し&gt;」 ※通勤交通費も収入に加える</li> <li>※「源泉徴収票」は不可 ⇒ 直近の収入ではないため</li> <li>※直近3カ月分の給与から収入を予測し、130万円を超える場合には、扶養申請できない</li> <li>◇給与明細のコピーが3カ月分揃わない場合 ⇒ 提出可能な「直近の給与明細&lt;写し&gt;」に加え、「雇用契約書&lt;写し&gt;」、または「雇用証明書」または、「給与支払見込証明書」</li> <li>◇給与明細が出ない所で働いている場合 ⇒ 「雇用契約書&lt;写し&gt;」、または「雇用証明書」または、「給与支払見込証明書」</li> <li>◇育児休業等で直近の給料が低い ⇒ 給与が減額される前の「3カ月分の給与明細&lt;写し&gt;」と、「賞与明細1回分&lt;写し&gt;」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇配偶者の育児休業等に伴う減収のために、子の扶養変更をする場合 ⇒ 「給与支払見込証明書」 ※休職中は給与なし、もしくは、給与が減額しているということがわかるもの</li> <li>◇月々の給与額にはばらつきがある(例:4月/12万円、5月/3万円、6月/11万円など) ⇒ 「直近3カ月分の給与明細&lt;写し&gt;」と、「直近に支給された賞与明細1回分&lt;写し&gt;」に加え、「雇用契約書&lt;写し&gt;」、または「雇用証明書」または、「給与支払見込証明書」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆年金(遺族年金、障害年金含む)、恩給 ⇒ 以下のいずれかのうち、一番新しいもの1点を用意 「年金振込通知書&lt;写し&gt;(氏名と金額が分かるもの)」、「年金改定通知書&lt;写し&gt;(氏名と金額が分かるもの)」、「年金改定通知書(再発行)&lt;写し&gt;」、「年金受給予定額を試算したもの&lt;写し&gt;」、年金が振り込まれている通帳の「表紙&lt;写し&gt;」と、直近の振込額が記載されているページ&lt;写し&gt;(他の収支、残高は消すこと)、年金が振り込まれている金融機関発行の「入金証明書」 ※「源泉徴収票」は不可 ⇒ 直近の収入ではないため</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆自営業収入(農業等)含む ⇒ 「前年度の確定申告書の第一表&lt;写し&gt;」と、「収支内訳書(損益計算書)&lt;写し&gt;」 ※場合によっては、「減価償却費の計算&lt;写し&gt;」も提出 ⇒ 減価償却費は経費に含まれないが、資産購入など実際に現金支出があった場合に経費とすることがあるため</li> <li>※農、林、漁業等、同世帯で労働比率の割合がある場合、「労働比率割合表」(ソニー健保の所定用紙)提出</li> <li>◇事業を始めたばかりで、これから収入がある場合(事業を始めたばかりの方と同居している方を扶養申請する場合。例:子の扶養申請において、扶養にしない配偶者の方が事業を始めたばかりという場合) ⇒ 税理士など、第三者からの「収入に関する証明」もしくは、「事業計画書」 ※事業を始めたばかりの方は、ある程度、先の収入の見込みがあり、ご自分が主たる生計維持者になり得ると考えられるため、現在は扶養申請はできない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆専従者給与所得者 ⇒ 「前年度の確定申告書の第一表&lt;写し&gt;」と第二表&lt;写し&gt;」(第一表、第二表とも、専従者に関する事項以外の項目は消すこと)</li> <li>◆利子、配当など(記念配当は、一時的な収入のため、収入とはみなさない) ⇒ 以下のいずれか1点を用意 「前年度の確定申告書の第一表&lt;写し&gt;」、利子や配当の「通知書&lt;写し&gt;」、利子や配当が振り込まれている金融機関の通帳の「表紙&lt;写し&gt;」と、直近の振込額が記載されているページ&lt;写し&gt;(他の収支、残高は消すこと)</li> <li>◆失業保険(雇用保険)受給 ◇失業保険受給中 ⇒ 「雇用保険受給資格者証の両面&lt;写し&gt;」 ◇失業保険受給手続き中(受給資格者証発行前) ⇒ 「離職票&lt;写し&gt;」もしくは、「退職前6カ月分の給与明細&lt;写し&gt;」</li> </ul>	
	収入なし	◆上記「同居収入なし」欄と同じ書類	◆上記「同居収入なし/あり」欄と同じ書類	◆上記「同居収入なし」欄と同じ書類	健康保険法で、被扶養者との「同居」が条件となっている為、扶養の認定ができません		◆孫、弟、妹の場合 ⇒上記「同居収入なし/あり」欄と同じ書類
別居	収入あり	◆上記「同居収入あり」欄と同じ書類	◆内縁関係の配偶者 ⇒ 「送金の証明」…下段参照 と、内縁関係の配偶者と同居している方全員の「収入に関する証明書」	◆上記「同居収入あり」欄と同じ書類	健康保険法で、被扶養者との「同居」が条件となっている為、扶養の認定ができません		◆孫、弟、妹以外の場合 ⇒健康保険法にて被扶養者との「同居」が条件となっている為、扶養の認定ができません
		18歳以上の子	配偶者	父母(養父母) 祖父母・曾祖父母	配偶者の父母 配偶者の祖父母・曾祖父母	配偶者の子 内縁の配偶者の子	その他家族 (三親等内の親族)

## 送金証明について

### 送金の種類

- ◆銀行または郵便局からの振込み(インターネットからの振込み含む)
- ◆現金書留
- ◆給与の分割振込み利用 ◆通帳による入金
- ◆同一口座の夫婦カード利用
- ◆介護施設等の入所費用、介護サービス等の費用負担
- ◆水道・光熱費などの負担

### 公的な証明書となる書類

- 振込み伝票の控え<写し可>もしくは通帳の振込みが確認できる部分<写し>(提出時は、送金以外の収支欄、残高欄は消してください)
- 封筒と領収書<写し可>
- 家族が利用している口座の通帳<写し>(通帳は表紙と、審査対象月の出金した内容がわかる全てのページをコピーしてください。提出時は、送金以外の収支欄、残高欄は消してください)
- 被保険者宛の領収書<写し可>
- 被扶養者宛の領収書<写し可>と、引き落としされている口座の通帳<写し>(通帳は表紙と、審査対象月の出金した内容がわかる全てのページをコピーしてください。提出時は、送金以外の収支欄、残高欄は消してください)